

アルボース短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

入所時に介護保険証の確認と利用日の記入をさせていただきます。また、退所時にも介護保険証の確認と利用終了日の記入をさせていただきますので、ご持参の上1階事務室に必ずお寄りください。

2. 短期入所および介護予防短期入所の概要

短期入所および介護予防短期入所は、要介護者および要支援者の家庭等での生活を継続させるために、立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学管理の下における介護および機能訓練その他の必要な医療ならびに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、指定短期入所療養介護計画および指定介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

① 短期入所療養介護費（法定割合に準じて負担）

* 地域区分：伊勢崎市（7級地）に所在がある当施設のサービス費は

1単位＝10.14円となります。

多床室利用の場合（強化型）

要介護1	873単位（1日）
要介護2	947単位（1日）
要介護3	1,009単位（1日）
要介護4	1,065単位（1日）
要介護5	1,120単位（1日）

従来型個室利用の場合（強化型）

要介護1	794単位（1日）
要介護2	865単位（1日）
要介護3	927単位（1日）
要介護4	983単位（1日）
要介護5	1,038単位（1日）

各種加算

- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ 46単位
- 個別リハビリテーション実施加算 240単位
- 送迎加算・・・・・・・・・・・・ 184単位（片道）
- 療養食加算・・・・・・・・・・・・ 8単位（1食）
- 夜勤職員配置加算・・・・・・・・ 24単位（20名に1名以上配置）

- サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・ 18単位（介護福祉士60%以上）
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・ 所定単位数×0.039単位
- 認知症ケア加算・・・ 76単位（認知症専門棟対応）
- 認知症専門ケア加算Ⅰ・・・ 3単位
- 認知症専門ケア加算Ⅱ・・・ 4単位
- 重度療養管理加算・・・ 120単位（要介護4または5 要医療管理）
- 緊急短期入所受入加算・・・ 90単位（入所日から7日を上限）
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位（入所日から7日を上限）
- 若年性認知症利用者受入加算・・・ 120単位（緊急対応加算併用不可）
- 緊急時施設療養費
 - （1）緊急時治療管理・・・511単位（月に1回3日を限度）
 - （2）特定治療

② 介護予防短期入所療養介護費（法定割合に準じて負担）

多床室利用の場合（強化型）

- 要支援1 658単位（1日）
- 要支援2 813単位（1日）

従来型個室利用の場合（強化型）

- 要支援1 619単位（1日）
- 要支援2 759単位（1日）

各種加算

- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ 46単位
- 個別リハビリテーション実施加算 240単位
- 送迎加算・・・ 184単位（片道）
- 療養食加算・・・ 8単位（1食）
- 夜勤職員配置加算・・・24単位
- サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・18単位（介護福祉士60%以上）
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・ 所定単位数×0.039単位
- 認知症専門ケア加算Ⅰ・・・ 3単位
- 認知症専門ケア加算Ⅱ・・・ 4単位
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位（入所日から7日を上限）
- 若年性認知症利用者受入加算・・・ 120単位（緊急対応加算併用不可）
- 緊急時施設療養費
 - （1）緊急時治療管理・・・511単位（月に連続する3日を限度）
 - （2）特定治療

- ③ 滞在費（1日あたり） 多床室利用の場合・・・500円
従来型個室利用の場合・・・1,650円

※ 負担額が減額される方がいます。市町村に問い合わせてください。
《減額後の利用者負担額》

利用者負担第 1 段階	0 円	(従来型個室利用の場合には、	490 円)
利用者負担第 2 段階	370 円	(従来型個室利用の場合には、	490 円)
利用者負担第 3 段階	370 円	(従来型個室利用の場合には、	1,310 円)

④ 食費 (1 日あたり) 1,800 円 (朝食 550 円、昼食 650 円、夕食 600 円)

※ 負担額が減額される方がいます、市町村にお問い合わせください。

《減額後の利用者負担額》

利用者負担第 1 段階	300 円
利用者負担第 2 段階	390 円
利用者負担第 3 段階	650 円

(注) 市町村民税世帯非課税であって、

利用者負担第 1 段階 (老齢福祉年金受給者) (生活保護受給者)

利用者負担第 2 段階 (課税年金収入額と合計所得金額の合計 80 万円以下の方)

利用者負担第 3 段階 (第 2 段階以外の方・課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など)

(2) その他の料金 (利用料)

① 日常生活品費 (リースタオル等) 100 円 (1 日)

② 教養娯楽費 (材料費) 100 円 (1 日)

③ 特別な療養室 (1 日あたり)

従来型個室 2,160 円 (税込) 2 人室 1,080 円 (税込)

④ 選択食費 (入所者が選択する特別な食事)

実費 (特別に材料を注文するため、実費をいただきます)

⑤ 理美容代

実費 1,500 円 (税込)

⑥ 私物洗濯代 (利用者・家族の状況に応じて対応します)

400 円 (洗濯機・乾燥機 1 回分)

⑦ 健康管理費 (インフルエンザ予防接種に係る費用等)

実費

⑧ 電気製品利用料 (持ち込みの電化製品利用時)

1 品につき 50 円 (1 日)

(3) お支払い方法

退所時に利用料請求書を 1 階事務室にてお渡しいたします。お手数ですがお立ち寄りください。お支払いは、現金またはお振り込みでお願いいたします。尚、お支払い後に領収証を発行いたします。